

公益財団法人 笹川平和財団

笹川奨学金

2025年度
募集要項

笹川奨学金
SASAKAWA PEACE FOUNDATION

目 次

1. 趣旨	1
2. 奨学金の概要	1
3. 求める人材像	1
4. 対象となる大学・支援予定人数	2
5. 応募要件	2
6. 支援内容	3
(1) 奨学金等の支給額	3
(2) 奨学金等の支給方法	3
(3) 奨学金の支給期間	3
(4) 奨学金の支給開始時期	4
7. 奨学生の義務	4
8. 広報活動等について	5
9. 奨学金の停止及び返還	5
10. 奨学生の写真、動画その他奨学生が作成した文書等の使用	6
11. 審査内容	6
(1) 審査の流れ	6
(2) 選考における審査の観点	6
12. スケジュール、応募申請の流れ	7
(1) スケジュール	7
(2) 応募申請の流れ	8
13. 留学前の手続き等について	8
(1) 留学前研修等への参加	8
(2) 奨学生登録書類・支給申請書類等の提出	8
(3) 留学中の諸手続きに関わる提出	8
14. 奨学金の取り消しについて	8
15. 留学計画等の変更	8
16. 受験上の配慮申請について	8
別紙1 笹川奨学金 2026 年度入学 対象大学一覧表	9
別紙2 応募手続き	10

この奨学金はボートレース施行者のご厚意により『にっぽん未来プロジェクト競争』の収益に支えられています。

1. 趣旨

笹川奨学金は、世界の舞台で活躍する新しいリーダーを日本から輩出させ、また、日本の地域的課題を国際的な視野から解決するリーダーを育てるという理念のもと、日本国籍を有する若者が、米国または英国大学において、学士号を取得する目的で留学することを支援するための奨学金事業です。

2. 奨学金の概要

日本国籍を有する、2026年6月末日までに下記教育機関を修了予定である方、またはすでに卒業した方を対象に、米国、もしくは英国の大学に学士号を取得する目的で留学するための奨学金を支給します。

- 日本国内の高等学校
- 日本国内の中等教育学校後期課程
- 日本国内の特別支援学校高等部
- 日本国内の高等専門学校（3年修了予定またはすでに修了した方）
- 日本国内の専修学校高等過程
- 上記に準ずる海外の教育機関
- インターナショナルスクール

特に、経済的な理由や適切な情報に接することができない、周囲の理解が得られないなどの理由から、これまで留学を選択肢として来なかった日本の若者に対して留学の可能性を拓くべく、留学に関わる情報の提供を積極的に行うほか、留学準備のための支援・相談等を実施します。留学中は、円滑な留学生活のため留学生同士のオンラインによる情報交換が可能であるほか、当財団の相談窓口等が利用できます。また、卒業後は本奨学金のネットワークが活用できるとともに、これから留学を目指す高校生等への助言活動などに参加していただきます。

3. 求める人材像

本奨学金事業では次のような人材を求めます。

（1） 将来のグローバルリーダーとして、以下に掲げるような資質を有する人材

- 社会を取り巻く様々な問題に関心を有し、課題解決を通じて社会貢献を目指す意識
- 留学を通じ、幅広い視点から学問・知識を習得しようとする意欲
- 異文化の中に身を置くことにより、多様性を理解したうえで行動しようとする姿勢
- 考え方や言語の異なる人々と積極的に関わり、協力を進める意志

（2） 笹川奨学金受給者としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材

（3） 事前・事後研修や本制度で実施する諸活動に積極的に参加する人材

4. 対象となる大学・支援予定人数

(1) 奨学金の対象となる大学および専攻分野

米国もしくは英国に所在し、笹川平和財団が指定する大学リスト（別紙1）に掲載されている大学への留学を支援の対象とします。専攻分野の指定はありません。

なお、2026 年秋学期に第一学年から留学を開始する方を対象とし、2026 年秋学期より前に指定大学に在学中で第二学年以上に進級する方や、編入学する方は本奨学金の対象となりません。

(2) 支援予定人数

2026 年度期留学生については最大 35 名程度の奨学金支給を予定。

5. 応募要件

本奨学金事業では、次に掲げる全要件を満たす学生等を支援の対象とします。

- ① 日本国籍を有し、在学期間中を通じて日本国籍を有する者
- ② 当財団の奨学金を、米国大学については4年間、英国大学については3年間にわたり受給することに合意した者
- ③ 国内および海外の他の給付型奨学金の受給が確定している場合、本奨学金は満額受給とならないことに同意する者。進学先大学の授業料実費よりも少ない額の他の給付型奨学金を受給することは認められますが、その場合、本奨学金の支給は当該給付型奨学金の金額を差し引いた金額とします。但し、国内外の返済義務のある奨学金、奨学金に該当しない用途の支援金等（研究助成金、起業資金、行政による一時交付金等）の支給を受ける場合は、この限りではありません。
- ④ 2026年6月末日までに我が国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等過程、もしくはこれらに準ずる海外の教育機関、あるいはインターナショナルスクールにおける教育課程を修了する予定、もしくはすでに卒業した者（高等専門学校については3年修了予定またはすでに修了した者）
- ⑤ 笹川平和財団が指定する米国・英国の大学へ入学の許可を得た者で、2026年9月に第一学年への入学を目指す者
※ 秋期募集に応募の場合、受入れ機関からの受入れ許可は、採用決定後でも構いません。
- ⑥ 出願先大学の出願条件を遵守することに合意した者。大学によって定められた出願の諸条件を遵守しない場合は、奨学金の内定または採用が取り消されることがあります。たとえば、アメリカのアーリー・デシジョン等にみられるように、大学に合格したら他の大学への出願を取り下げ必ず当該大学に進学することを出願時に誓約した場合において、その誓約に反して正当な理由なく当該大学への進学を辞退したとき、または、他大学への出願を保持したときには、奨学金の内定または採用が取り消されることがあります。
- ⑦ 本奨学金制度で実施する留学前研修及び留学生コミュニティ構築活動（卒業後を含む）に参加する者
- ⑧ 当該留学に必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑨ 本奨学金に応募する時点で満20歳未満の場合は、保護者が留学を認める者

6. 支援内容

(1) 奨学金等の支給額

米国または英国いずれの大学への進学においても、授業料・寮費（食費含む）・健康保険料および大学より直接請求を受け支払う経費であって在学に必要なと財団が認める費用を実費関連奨学金（実費を勘案の上、支給額が決定される奨学金をいう。以下同じ。）として支給します。

原則として授業料の実費関連奨学金の支給金額に上限額はありせん。ただし、授業料の高騰や物価上昇が著しい場合等には、財団の自由な裁量により上限額の設定を行う可能性があります。

寮費・食費が一律である場合は原則として当該額を支給します。ただし、寮費・食費の高騰が著しい場合には財団の自由な裁量により上限額を設定することがあります。また、寮費・食費が大学により複数設定されている場合には、財団の自由な裁量により上限額を定めます。

授業料、寮費・食費以外で請求のあった事項（Feesと表現されることが多い）、また授業料において同一の科目でありながら、プライベートレッスン・グループレッスン等の複数の選択がある場合における実費関連奨学金の支給の対象範囲は、財団の自由な裁量により決定します。

実費関連奨学金の支給の詳細な対象範囲と上限額は、財団の自由な裁量により決定し、奨学生に通知します。

また、定額奨学金として、米国大学進学の場合は年間\$15,000、英国大学進学の場合は年間£ 11,000を支給します。

旅費交通費は実費関連奨学金の対象としませんが、入学及び卒業時の準備のための定額の一時給付奨学金を支給します。海外旅行保険料も実費関連奨学金には含めず、一時給付奨学金に相当額を含めます。金額については奨学生に別途通知します。

(2) 奨学金等の支給方法

奨学金等の支給方法については、採用決定後に配布する「奨学金等に係る手引き」の中で詳しく説明します。

(3) 奨学金の支給期間

本奨学金事業の給付対象期間は、米国大学の場合は大学卒業までの通算4年間、英国大学の場合は通算3年間とします。

卒業時期は、入学年次から起算して5年以内を原則とします。休学等の期間等、上記で定めた期間を超える期間の費用については支給しません。いずれの場合も、早めに当財団にご相談ください。

- ① 学期途中で休学する場合、すでに支払われた奨学金等の金額をもって当該学期分を給付したものとします
- ② 大学に授業料等を支払う前に休学が明らかな場合は、奨学金等は給付しません

(4) 奨学金の支給開始時期

2026年8月下旬（予定）

※所定の書類が不備なく提出されたことが確認できた後に、奨学金の支給日を決定します。提出された書類に不備がある場合、不備が解消された後に奨学金を支給します。

7. 奨学生の義務

本奨学金を受給する方は、本奨学金事業の円滑な運営のため、以下を遵守することを義務とします。

① 留学計画書の提出

留学の開始前および各学年の開始前に留学計画書を提出のこと（書式、内容は別途通知します）

② 報告書類の提出

本奨学金事業による奨学金受給期間中の毎学期終了後速やかに以下を提出のこと

(ア) 各学期の出席証明書、成績証明書、留学報告書（書式、内容は別途通知します）

(イ) その他当財団から求められる書類・資料

③ 報告書類の再提出

①に定める報告書類の内容が不十分であると当財団が判断した場合

④ 変更届の提出

留学先の大学における専攻分野や所属する学部、現住所、連絡先等に変更があったとき及び生活、健康、学習、研究等において著しい変化があったとき。また、保護者において、保護者自らの現住所、連絡先等が変更になった場合

⑤ 終了報告

留学終了後原則として2箇月以内。以下に定める書類を持参し、当財団に帰国報告（面談）を行うこと

(ア) 報告書（書式、内容は別途通知します）

(イ) 卒業証書（写し）

なお、やむを得ない事情により、2か月以内の帰国報告をすることが困難な場合は、事前に当財団にご相談ください

⑥ 他大学への転入希望

希望する転入大学が当財団の指定する大学ではない場合、奨学金等の継続について当財団において改めて判断します

⑦ コミュニティ構築活動への参加

留学前研修や合宿、その他本奨学金のコミュニティ構築活動に積極的に参加すること

⑧ その他

当財団との連絡を怠らず、当財団から依頼があった場合には適切な対応をすること

8. 広報活動等について

笹川平和財団は、本奨学金事業を広範な方々に知っていただくことが重要と考えており、広報活動も積極的に行いたいと考えています。以下にご協力ください。

- ① 当財団の主催する関連行事への参加や広報活動（動画等の提出を含みます）
- ② 奨学生は、雑誌、新聞等による取材を受ける場合は、当財団の奨学生であることを明らかにしてください。また、奨学生は、事前に当該取材を受ける旨を当財団に報告（掲載される予定の記事の当財団への報告を含みます。）してください
- ③ 奨学生は、他奨学金団体に奨学生自身の記事、写真等が掲載される可能性がある場合は、他奨学金団体に対して、当財団の奨学生であることの明示を依頼してください。

9. 奨学金の停止及び返還

笹川平和財団は、本奨学金事業を通じて、日本の若者のチャレンジ精神を尊重し、積極的に支援したいと考えています。しかし、奨学生が以下の各号のいずれかに該当した場合は、当財団の自由な裁量により、未給付の本奨学金の全部又は一部の給付を停止することができます。

更に、場合によっては、当財団はすでに支給した本奨学金の全額又は一部について、奨学生及び保証人に対して返還を求めることがあり、奨学生と保証人は返還する義務を負うものとします。返還を求められた奨学生及び保証人は、返還を求められた日から起算して5年以内に返還することを原則とします。

- ① **【5. 応募要件】**条件①、②、③、⑥のいずれかを満たさなくなった場合
- ② 2026年秋学期に指定大学の第一学年に入学しなかった場合
- ③ 在籍する大学から除籍となった場合
- ④ 在籍する大学を退学となった場合
- ⑤ 成績不良、病気、納期までに授業料等を支払えなかった場合やその他の事由により、入学年次から当財団の指定する期間での卒業が困難であると当財団又は大学が判断した場合
- ⑥ 当財団に提出をする（又は過去に提出をした）書類に虚偽の記載があった場合（同提出書類に関する虚偽の説明を含みます）。又は当財団に対して虚偽の説明をした場合
- ⑦ 国内および海外の他の給付型奨学金の受給が確定しているにもかかわらず本奨学金を満額受給した場合。（なお、国内および海外の他の給付型奨学金の応募行為を除きます）
- ⑧ 大学に支払うべき奨学金の私的流用（大学に対して授業料等を支払わない場合も含みます。）、違法行為、著しく公序良俗に反する行為、当財団の名誉を損なう行為等、奨学生として特に相応しくないと当財団が判断する行為があった場合
- ⑨ **【7. 奨学生の義務】**を果たさない場合
- ⑩ その他、当財団の催促、是正を求める行為等にも関わらず、改善が見られないと当財団が判断した場合
- ⑪ 前各号に準じる事由が生じた場合

10. 奨学生の写真、動画その他奨学生が作成した文書等の使用

- ① 当財団は、当財団及び本奨学金制度に関する広報並びに卒業生も参加するコミュニティ構築活動のために、当財団、当財団が運営を委託した事業者（以下「委託先」という）又は他の奨学生が撮影した奨学生の写真及び動画、又は奨学生が当財団の依頼を受けて作成した写真、動画、文章及び報告書等（以下、「写真等」という）を無償で下記に掲げる媒体で 사용할 ことができ、また当財団が当該使用をするために必要な範囲内で写真等を編集することができるものとします。但し、奨学生本人から当財団に対して写真等の使用の中止の申し出があった場合は、当財団は、写真等を使用せず、若しくは可能な限り速やかに使用を中止し、又は委託先に対して使用中止を指示するものとします
 - (ア) 当財団の公式ウェブサイト、奨学生専用ウェブサイト、SNSアカウント（X、Facebook、Instagram等）
 - (イ) 広報用書面媒体（当財団パンフレット、留学専門雑誌等）
 - (ウ) 本奨学金制度に関する広報及び卒業生も参加するコミュニティ構築活動の目的に資すると当財団が判断した媒体
- ② 当財団は、奨学生の事前の承諾を得て、上記に掲げる媒体で奨学生の氏名又は経歴を無償で使用する ことができるものとします

11. 審査内容

(1) 審査の流れ

書面審査、面接審査の二段階で行います。面接審査は、オンラインとなる場合があります。

(2) 選考における審査の観点

世界で活躍しようとする又は日本から世界に貢献しようとする意欲のある学生等を支援し、多様な分野・領域においてリーダーシップを発揮し、又は先駆者となる可能性を持つ人材を育成するため、下記の観点から審査を行います。

① 求める人材について

本要項【3 求める人材像】で示したような人材であるか

② 留学計画について

- ・ 留学の目的が明確であるか
- ・ 目的を達成させるために適切な「留学先」「勉強内容」であるか
- ・ 留学で得た成果を将来に生かす計画があるか
- ・ 留学に対する情熱が見られるか

12. スケジュール、応募申請の流れ

スケジュールに係る注意点

- 日程はあくまで目安です。応募者数その他の理由によって変更する可能性があります。日程の詳細は笹川奨学金公式ウェブサイトにてお知らせしますので、随時ご確認ください。

(1) スケジュール

※やむを得ない事情により、変更となる場合があります。最新情報は公式ウェブサイトを参照してください。

① 応募受付

- (ア) 秋期 2025年7月17日～8月7日15:00 (JST)
- (イ) 春期 2025年12月以降

② 合格大学登録 2025年12月以降

③ 書類審査

- (ア) 秋期 2025年8月～2025年9月
- (イ) 春期 2026年1月以降

④ 面接

- (ア) 秋期 2025年9月中
- (イ) 春期 2026年2月以降

- 面接審査の開催日程・場所等については別途通知します。
- 面接審査は1回または2回実施します。詳細は面接審査対象者に別途通知します。
- 秋期は主に、早期に出願する方、または準備が整っている方を対象とします。
- 秋期に応募し、2025年9月実施の面接の対象とならなかった方のうち春期への応募を希望する方は、春期応募者に含め再度審査の対象とします。その場合、すでにお送りいただいた応募内容の、学業成績・英語資格のスコア以外の変更は認めません。
- 春期のスケジュールは後日通知しますが、応募締め切りは2026年4月2日頃を想定しています。春期は対象大学へ合格し進学先が確定した方が応募できます。締め切りまでにいずれの指定大学からも合格を得ていない場合、応募はできません。締め切り日を過ぎての応募について、例外は一切認めていませんのでご了承ください。

⑤ 合格発表

- (ア) 秋期 2025年9月下旬
- (イ) 春期 2026年2月以降

面接審査に係る注意点

- 面接審査に伴う交通費等を支給する場合があります。詳細は面接審査対象者に別途通知します。
- 海外在住者の面接はオンラインを予定しています。
- 対面・オンラインいずれも、面接の録画・録音は禁止とします。
- 面接は主に日本語にて実施します。

(2) 応募申請の流れ

応募は、応募学生等の情報及び応募書類をオンライン申請システムで登録いただいております。そのための郵送は不要です。詳細は別紙2「応募手続き」をご確認ください。

13. 留学前の手続き等について

(1) 留学前研修等への参加

奨学生を対象とした事前研修を兼ねた合宿を予定しています。

詳細は奨学生に別途お知らせします。

(2) 奨学生登録書類・支給申請書類等の提出

奨学金の支給を受けるためには、所定の書類提出が必要です。様式、提出方法については採用決定後に「奨学金等に係る手引き」にて通知します。

(3) 留学中の諸手続きに関わる提出

様式、提出方法については採用決定後に「奨学金等に係る手引き」にて通知します。

14. 奨学金の取り消しについて

奨学生としての採用決定後に、以下の事由が認められた場合、当財団の自由な裁量により採用を取り消します。

- ① 応募資格・条件を満たしていないことが判明した場合
- ② 応募内容等に虚偽の申告が認められた場合
- ③ 当財団の定める留学及び奨学金受給に関わる規約に合意していただけない場合
- ④ 当財団の定める「奨学金等に係る手引き」に指定された書類の提出が無かった場合
- ⑤ 上記4項に係る書類に虚偽の内容が認められた場合

15. 留学計画等の変更

採用決定後に、居住地域等における天災、本人や家族等の病気、留学先大学等のやむを得ない事情により、留学内容や留学時期等に変更が生じることが明らかになった場合は、速やかに当財団に連絡してください。

変更後の計画内容について再審査を行います。計画変更が承認されない場合や、採用取消しになる場合もあります。

16. 受験上の配慮申請について

面接受験者のうち、身体等に障がいがあり、面接審査に参加するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じて受験上の配慮を行います。受験に際して支援を希望する学生等は、財団に連絡の上、申請方法等をご確認ください。

別紙 1 笹川奨学金 2026 年度入学 対象大学一覧表

米国大学 25 校

Brown University	Northwestern University
California Institute of Technology	Princeton University
Carnegie Mellon University	Rice University
Columbia University	Stanford University
Cornell University	The University of Chicago
Dartmouth College	University of California, Berkeley
Duke University	University of California, Los Angeles
Georgetown University	University of Michigan, Ann Arbor
Harvard University	University of Pennsylvania
Johns Hopkins University	Vanderbilt University
Massachusetts Institute of Technology	Washington University in St. Louis
Minerva University	Yale University
New York University	

リベラルアーツカレッジ（米国） 17 校

Amherst College	Middlebury College
Barnard College	Pomona College
Bowdoin College	Smith College
Carleton College	Swarthmore College
Claremont McKenna College	Vassar College
Davidson College	Wellesley College
Grinnell College	Wesleyan University
Hamilton College	Williams College
Harvey Mudd College	

英国大学 4 校

Imperial College London
University College London (UCL)
University of Cambridge
University of Oxford

※アメリカ・イギリス以外に所在する、大学のメインではないキャンパスは対象となりません。

別紙2 応募手続き

以下の情報やエッセイを期間内にオンライン申請システム上の応募フォームに入力してください。

(1) 基本情報

- 戸籍上の氏名、性別、生年月日、国籍、住所
- 連絡先（電話番号とメールアドレス）
- 現在在学している、もしくは卒業した高校について、名称、所在地、現在在学中である場合は卒業予定年月、あるいは卒業年月
- すでに卒業した方については、現在の所属機関の名称と所在地及び職名
- 本奨学金に応募する時点で満 20 歳未満である方については、保護者（親権等を有する方）について（職業、勤務先、居住地住所）
- 留学経験を含む学歴
- 表彰履歴・課外活動
- 海外に居住したことがある場合、その国名と期間

(2) 出願大学・その他奨学金

- 出願大学名（春期応募の場合は、進学先大学名）
- 出願中・受給予定のその他の奨学金
- 希望する専攻

(3) 小論文

以下の小論文を提出してください。

- 出願した大学に送付済みもしくは送付予定の英文による小論文のうち、ご自身で最も良く書けていると思われる論文（英文、1 論文。研究論文は除く。）
※出願大学の指定により 1 論文 400 ワード以下の場合、同じ大学に提出した他の 1 論文も提出してください。ただし、その場合各論文 400 ワード以下とします。1 論文が 400 ワード以上の場合に他の論文を提出した場合は選考対象外とします。
- 留学を志望する理由と留学を通じてどのような将来を目指すかについて（和文、400 字~800 字）
- ご自身のアピールポイントあるいはぜひとも伝えたいこと（和文、200 字）

(4) 学業成績

- 高校在学中の GPA（米国式の 4.00 満点に直したものの、また、ご自身で変換した場合はその根拠を示してください）
※イギリスの大学のみに出願する方は、IB または A レベルの予測スコアでも構いません。イギリス、アメリカ両方に出願する方は GPA を提出してください。
- TOEFL-iBT または IELTS、及び SAT、ACT または IB のスコア、英検など（保持している方のみ）

(5) 注意事項

- 入力内容に不備があった場合、選考対象外となることがあります
- 応募者本人が作成・入力ください。本人以外が作成・入力したことが発覚した場合、選考対象外となります
- 期日後の応募は受け付けません
- 推薦状について

推薦状の提出は任意です。提出の有無が選考結果に影響することはありません。書式や言語の指定はありませんが、下記の提出方法を必ずご確認ください。

【推薦状の提出方法】

- ・ 推薦状を提出する場合は1通までとしてください。
- ・ メールの件名は必ず「Recommendation letter」としてください。
- ・ 推薦文はメール本文に記載せず、必ず添付ファイルとして送付してください。
パスワード設定は不要です。
- ・ 推薦状は推薦者本人から直接送信してください。応募者本人による代理送信は受け付けません。

【送信先および提出締切】

送信先メールアドレス：scholarship@spf.or.jp

提出締切：応募締切日時と同じ

お問い合わせ

公益財団法人 笹川平和財団

〒105-8524

東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル

詳細は公式ウェブサイトよりご覧ください。



笹川奨学金

<https://scholarship.spf.org/>

笹川奨学金

SASAKAWA PEACE FOUNDATION

発行 公益財団法人 笹川平和財団

2025.5 初版

許可なく本冊子の無断転記・複写・複製等を禁じます